

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

神奈川国民年金 事案 7017

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年3月から同年8月まで

私の妻が、私が会社を退職した昭和58年3月頃に、私の国民年金の加入手続を区の出張所で行った。私は、その際発行された年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料は、私の妻が、送付されてきた納付書により納付したが、妻は、納付時期、保険料額及び納付頻度等はおぼえていないと言っている。

申立期間の私の妻の国民年金保険料については、納付済みとなっているにもかかわらず、私の当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和58年3月頃に、その妻が、申立人の国民年金の加入手続を区の出張所で行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が同年5月1日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の手帳記号番号が付与された前後の任意加入被保険者の被保険者資格取得日等から、申立人の国民年金の加入手続時期は同年3月と推認され、申立人の主張と一致する。

また、オンライン記録において、昭和59年11月7日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、当該納付書は、申立期間のものと認められる上、未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ6か月と短期間である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料

を納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料については納付済みである上、保険料の未納は無く、任意加入手続及び種別変更手続についても適切に行っていることが、オンライン記録において確認できることから、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年3月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、23年4月20日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年3月は100円、同年4月から22年5月までは300円、同年6月から23年3月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月14日から23年4月頃まで
年金事務所の回答によると、私がA社B事業所で事務職として勤務していた期間について、「調査の結果、加入記録が判明し、昭和21年3月14日資格取得が確認できるが、資格喪失日が確認できない。」との回答だった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録において、被保険者資格の取得日が昭和21年3月14日と記録されているものの、その喪失日が記録されておらず、申立人の基礎年金番号に統合されていない。

一方、申立人の申立期間と近接する昭和21年4月1日から23年4月20日までの期間がA社B事業所における被保険者期間となっている同僚は、「私は、23年4月頃同社においてストライキがあった頃退職した。申立人を含む数名もその頃退職したと思う。」と証言している。

また、申立人に係る戸籍謄本により、婚姻届が昭和23年10月*日に提

出されているのが確認できるところ、申立人は、「入籍したのは23年10月だが、結婚したのは同年5月頃であり、その1、2か月前に退職した。その頃ストライキがあったのを覚えている。」と説明しており、この事実経過の説明は具体性が有り、かつ、同僚の証言とも符合し、信憑性も認められることから、申立人は、上記同僚の資格喪失日の前日である、同年4月19日までA社B事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、上記被保険者名簿には、申立人と同様に資格喪失日の無い被保険者が多数存在し、平成になってからも事業所に確認し資格喪失日を追記する等、社会保険事務所において年金記録が適正に管理されていたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年3月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、23年4月20日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び上記同僚の上記被保険者名簿の記録から、昭和21年3月は100円、同年4月から22年5月までは300円、同年6月から23年3月までは600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和56年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和56年7月31日までA社に勤務し、翌日の同年8月1日からC社に転籍となった。A社及びC社はグループ会社であり、当時の私は兄弟会社間の移籍と認識しており、何の違和感も無く転籍をして勤務を開始した。しかしながら、厚生年金保険の記録では、同年7月が厚生年金保険被保険者期間となっていない。私が所持している給与明細書では同年7月の厚生年金保険料がA社において事業主により給与から控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の証言、申立人が所持している給与明細書及び昭和56年分給与所得の源泉徴収票の記載内容により、申立人が、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和56年8月1日に、A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している昭和56年7月の給与明細書の厚生年金保険料控除額及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる同年7月の申立人の標準報酬月額変更の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料等が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 56 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間は、同社の組織変更により、同社B事業所から同社C事業所へ異動はしたが、継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、同社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和34年6月1日に、同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和34年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和34年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行った

ものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和34年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月20日から同年5月1日まで

私は、昭和32年4月に、A社に入社し、同社C工場に配属された。34年4月20日に、同社C工場から、同社本社に転勤になり、60歳の定年で退職するまでの間、同社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚からの回答、雇用保険の加入記録、並びに事業主から提出された「退職者リスト」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和34年4月20日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年5月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成21年7月30日は10万円、同年12月24日は63万6,000円、22年7月23日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年7月30日
② 平成21年12月24日
③ 平成22年7月23日

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間①から③までに係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間①から③までに係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までに係る標準賞与額については、事業主から提出された給料台帳（賞与台帳）において確認できる保険料控除額から、平成21年7月30日は10万円、同年12月24日は63万6,000円、22年7月23日は25万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①から③までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、63万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月24日

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給料台帳（賞与台帳）において確認できる保険料控除額から、63万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月25日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年3月25日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月から同年2月1日まで
② 昭和45年3月25日から同年4月1日まで

父は、申立期間①及び②において、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録、申立人が所持する実務経験証明書及び事業所が保管している経歴書から判断して、申立人がA社に継続して勤務し(同社C事業所から同社B事業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業所の回答及び同僚の記録から、昭和45年3月25日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和45年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人が所持する実務経験証明書及び事業所が保管している経歴書から、申立人が A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社 C 事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同じ昭和 28 年 2 月 1 日である従業員 6 名について検証したところ、いずれの従業員も申立人と同様、同年 1 月中に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、同社は、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A 社は、当時の試用期間等の取扱い及び入社直後の厚生年金保険の加入取扱いについては不明であり、申立人に係る届出、保険料控除についても不明であると回答している。

さらに、A 社 C 事業所に係る事業所別被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳における申立人の同社 C 事業所の資格取得日は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、当該期間における給与明細書や源泉徴収票などの厚生年金保険料に関する資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年5月31日

私は、A社に勤務しているが、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が欠落しているので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社におけるオンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

ところで、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、事業主が保管している「平成22年1回分賞与一覧表（支給日22年5月31日）」で確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 5 月 31 日

私は、A社に勤務しているが、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が欠落しているので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社におけるオンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

ところで、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、事業主が保管している「平成22年1回分賞与一覧表（支給日22年5月31日）」で確認できる厚生年金保険料控除額から、7万9,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 5 月 31 日

私は、A社に勤務しているが、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が欠落しているので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社におけるオンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

ところで、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、事業主が保管している「平成22年1回分賞与一覧表（支給日22年5月31日）」で確認できる厚生年金保険料控除額から、7万9,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年5月31日

私は、A社に勤務しているが、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が欠落しているので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社におけるオンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

ところで、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、事業主が保管している「平成22年1回分賞与一覧表（支給日22年5月31日）」で確認できる厚生年金保険料控除額から、7万9,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年5月31日

私は、A社に勤務しているが、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が欠落しているので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社におけるオンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

ところで、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、事業主が保管している「平成22年1回分賞与一覧表（支給日22年5月31日）」で確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 5 月 31 日

私は、A社に勤務しているが、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が欠落しているので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社におけるオンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

ところで、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、事業主が保管している「平成22年1回分賞与一覧表（支給日22年5月31日）」で確認できる厚生年金保険料控除額から、7万9,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 5 月 31 日

私は、A社に勤務しているが、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が欠落しているので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社におけるオンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

ところで、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、事業主が保管している「平成22年1回分賞与一覧表（支給日22年5月31日）」で確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年3月までの期間及び14年10月から15年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月から2年3月まで
② 平成14年10月から15年4月まで

私は、昭和60年7月頃、村役場で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①当時、私の元夫は会社に勤めていたので、その元夫が私の国民年金の第3号被保険者への種別変更手続を会社で行ってくれた。

申立期間②の国民年金保険料については、毎年郵送されてきた納付書により毎月、コンビニエンスストア、銀行、郵便局等で納付していた。

申立期間②当時、私の居住していた町では合併問題があり、混乱していたので私の国民年金の記録が消えてしまったのではないかと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、元夫が申立人の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続を会社で行ったと主張しているが、i) その元夫が勤めていた事業所では申立期間当時、従業員の配偶者の第3号被保険者の種別変更手続については行っていなかったことが確認できること、ii) 当該期間のうち、平成元年6月及び同年7月については、申立人は婚姻前であり、第3号被保険者となることはできないことから、申立内容と一致しない。

また、申立期間②については、申立人は、当該期間の国民年金保険料をコンビニエンスストア、銀行、郵便局等で納付していたと主張しているが、具体的な記憶が無く、保険料の納付状況が不明である。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②を含む、平成14

年4月から15年4月までの期間について、口座振替により国民年金保険料を納付する手続が取られていたことが口座振替情報記録により確認できるが、口座振替事蹟^{せき}記録では同年2月ないし同年4月については「資金不足」の記載が確認できる上、申立人が口座振替を行っていた銀行の「流動性預金異動明細表」においても、申立期間②の保険料が、引き落とされていたことを確認することができない。

加えて、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下である上、14年4月に保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い事務処理の機械化が一層促進された期間であることを踏まえると、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 7019

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 63 年*月頃、大学生だったが、私の父親が、「国民年金はきちんと納めるものだ。」と言ってくれたので、母親がすぐに私の国民年金の加入手続を行い、私の学生時代の国民年金保険料を納付してくれていた。

私が 20 歳になったときから、母親がずっと申立期間の国民年金保険料を納付し続けてくれていたにもかかわらず、当該期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び当該期間の保険料を納付したとするその母親は、加入手続を行った時期及び場所、保険料の納付方法を記憶していないなど、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人が 20 歳となった昭和 63 年*月頃に、申立人の母親が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格記録等から、平成 3 年 8 月から同年 10 月までの間に行われたと推認され、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間当時大学生であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、申立人の所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」は、20 歳以上の学生が強制加入被保険者となる制度変更がなされた「平成 3 年 4 月 1 日」となっており、オンライン記録においても、同年同月前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認

できないことから、当該期間は国民年金保険料を納付することができない任意の未加入期間である上、当該期間に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から同年10月までの期間、7年7月から8年3月までの期間、9年2月から14年3月までの期間及び15年4月から16年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月から同年10月まで
② 平成7年7月から8年3月まで
③ 平成9年2月から14年3月まで
④ 平成15年4月から16年3月まで

私の国民年金の加入手続については、平成2年6月に私の母親が、区役所で行った。申立期間の国民年金保険料については、母親が毎月金融機関で1か月当たり1万3,000円ぐらいを納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年6月にその母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、毎月金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、8年8月に払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点において、申立期間①の保険料は、時効により納付することができないこと、ii) 申立人の手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②の保険料を納付するためには過年度納付することとなるが、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付した憶えはないとしていることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間③については、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立期間④については、平成14年4月に、国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の電算化のシステム化が一層促進されたことを踏まえると、当該期間の記録管理に誤りがあったとは考えにくい上、申立人から提出された市民税・県民税課税（非課税）証明書についても、当該証明書に記載されている社会保険料控除額は、当該期間の保険料を実際に納付した場合の金額と乖離^{かい}していることから、当該証明書をもって当該期間の保険料が納付されたと認めることはできない。

加えて、前述の資料以外に申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から9年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から9年8月まで

私は、勤務していた会社を退職した平成6年4月頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料は、私が郵便局か金融機関で、納付書により納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成6年4月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、納付書により納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付場所、納付時期及び納付金額についての記憶が明確ではないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人のオンライン記録によると、平成4年4月に厚生年金保険に加入した際に払い出された番号が、9年9月に基礎年金番号として付番され、申立人は、当該基礎年金番号で、厚生年金保険の資格喪失後の11年12月に初めて国民年金の第1号被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該付番日時点においては、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を、前述の基礎年金番号によらずに納付するには、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間から基礎年金番号付番時まで同一区内に居住していた申立人に、当該手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 7022

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私の母親は、既に亡くなっているため詳しいことは分からないが、昭和50年頃に母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、私の国民年金保険料を私が結婚するまで母親が立て替えて納付してくれていたのので、私は、後から母親にその保険料額を渡していた。

私が国民年金に加入して半年ほどたった頃に、「未納期間の国民年金保険料を2年分遡って納付できる。」との通知が届いたので、母親が私の申立期間の保険料を立て替えて納付してくれた。母親から当該期間の領収書を渡され、その金額のお金を母親に渡した。納付した保険料額は3万円弱^{おぼ}だった憶えがある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとするその母親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は、その母親が昭和50年頃、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続時期は52年2月と推認でき、その時点において、当該期間の保険料の大半は時効で納付することができないことに加え、それら時効にかかる期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて同一区

内に居住していたとする申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人の母親が立て替えて納付したとする国民年金保険料額は、実際に申立期間の保険料を遡って納付した場合の金額と相違している一方、推認される加入手続時点において、現に納付済みとされている当該期間直後の昭和50年4月から52年3月までの保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年12月まで

私が20歳になった昭和47年*月に、私の叔父が、私が居住していた区の区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料については、私が納付書により自宅近くの金融機関で毎月納付していた。その保険料額は、当初900円、その後1,100円から1,500円ぐらいに増額されたことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その叔父が、昭和47年*月に申立人が居住していた区の区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、当初900円の保険料を、申立人が納付書により金融機関で毎月納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその叔父からは、証言を得ることができない上、申立人が納付していたとする保険料額についても、申立期間当初の保険料額は申立人が主張する金額と相違していることから、国民年金の加入状況及び当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格記録等から、昭和50年1月ないし同年4月と推認でき、申立人の主張する時期と一致しない。

さらに、推認される申立人の加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料については、過年度納付により納付することができる期間があるものの、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無く、現在所持し

ている昭和 49 年 11 月以降に発行された年金手帳以外に他の手帳を交付された記憶は無いとしている上、申立人の主張のとおり当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8292 (事案 271 及び 4301 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 8 月 29 日まで
② 昭和 33 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 31 日までの期間、A 社に継続して勤務していた。その間、転籍や出向等をする事無く、工事現場で働いていたが、申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、当該期間を被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、記録を訂正できないとの通知を受けた。

今回、新たに、健康保険被保険者証を返納したとされる申立期間②において通院のため健康保険被保険者証を使用したと思われる B 保健所管内の病院名簿及び一般診療所名簿を提出する。

調査の上、申立期間①から③までの厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについては、当時の写真集などから、当該期間において A 社に勤務していたことは認められるものの、当該期間における保険料控除を確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 21 日付け及び 22 年 11 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は新たな資料として、申立期間②において通院したとする B 保健所管内の病院名簿及び一般診療所名簿を提出し、通院の事実を確認し、当該期間が厚生年金保険被保険者期間であることを認めてほしいと主張している。

しかしながら、申立人が提出している当該名簿の記載に基づき、複数の医療機関に、申立期間②当時の申立人の通院記録を照会したものの、いずれも保管年限を経過しているとしており、通院の事実を確認することができないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は申立期間①及び③については新たな資料の提出は無く、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①から③までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月頃から34年3月末頃まで

私は、申立期間において、A社、B社、C社及びD社の4事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者の記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

4事業所には、臨時工のE職として勤務していた。それぞれの事業所に勤務していた具体的な時期を記憶していないが、勤務した事業所の順番及び勤務期間は、A社で約1年以上、B社で約半年以上、C社で約半年及びD社で約1年以上であった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、A社に係る期間について、オンライン記録では、同社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の事業主及び申立人が記憶する同僚の所在が不明であることから、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間のうち、B社に係る期間について、オンライン記録では、同社は、昭和36年9月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び当該期間において厚生年金保険被保険者記録のある全ての同僚の所在も不明であることから、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和31年9月1日であり、申立人が同社で勤務したと主張する申立期間の前半は、適用事業所になっていない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無

い上、申立人が記憶する同僚2名も当該被保険者名簿に氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

申立期間のうち、C社に係る期間について、同僚は、「申立人は、C社で臨時工のF職として、昭和30年頃に短期間勤務していたと思う。」と供述していることから、申立人は、同社において期間の特定はできないが、臨時工として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、申立人が当該事業所へ臨時工として一緒に入社したとする同僚も当該被保険者名簿に氏名は無い。

また、C社の元経理課長は、「C社では、昭和35年頃まで厚生年金保険の加入の取扱いが正社員と臨時工では異なっており、臨時工は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

申立期間のうち、D社に係る期間について、オンライン記録では、同社は、昭和30年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び被保険者の所在も不明であることから、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、申立人が同社へ臨時工として一緒に入社したとする同僚2名も当該被保険者名簿に氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、「申立期間における4事業所の具体的な勤務時期を記憶しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されていたかは記憶していない。」と供述している上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
A社からの給与の支払が始まった平成 19 年 9 月までは、B社から給与の支払を受け、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてB社に勤務していたこととはうかがえる。

しかし、B社及び同社の代表理事に照会したものの、いずれからも回答が得られないため、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に在籍していた同僚2名についても、申立期間と1か月違うものの、同社における被保険者期間とA社における被保険者期間との間に被保険者期間となっていない期間が確認できる。

さらに、前記2名の同僚のうち、回答のあった1名の同僚は、自身の被保険者となっていない期間に係る保険料の控除については不明であると回答しており、当該期間に係る給与明細書等も所持していない。

加えて、C市の「平成 20 年度（19 年分）市民税・県民税課税証明書」において確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額を基に試算した申立期間を含めた平成 19 年の保険料額を下回ることから、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたとまではいえない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除さ

れていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、口頭意見陳述において、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのは、B社の責任者及び事務担当者の手続ミスあるいは能力の欠如に起因するものであるのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めるべきであると主張している。

しかし、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の可否を判断するものであり、これと離れて事業主が行った資格喪失の届出手続の遅延又は届出の過誤の有無を判断するものではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年11月頃から52年2月頃まで
② 平成元年7月頃から同年9月頃まで
③ 平成3年4月21日から6年1月頃まで
④ 平成6年8月頃から7年4月頃まで

私は、申立期間①及び②はA社（現在は、B社）に、申立期間③はC社に、申立期間④はD社に勤務していたが、申立期間①から④までに係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間①から④までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持している昭和51年11月分、52年1月分及び同年2月分の給与支給明細書には、A社の社名が記載されていることから、当該期間において、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記給与支給明細書によると、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B社は、「当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。」と回答している。

さらに、申立期間①において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる8名に照会したものの、申立人の当該期間における保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

加えて、申立期間①において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保

険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人は、A社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社は、「当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。」と回答している。

また、申立人が所持している日誌には、申立期間②において、A社に勤務していた旨は記載されていない上、当該期間において、申立人は、求職活動を行っていた旨が記載されている。

さらに、申立期間②において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる15名に照会したところ、回答があった8名全員が、「申立人を記憶していない。」と供述していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立期間②において、A社に係る被保険者記録に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間③について、申立人は、「オンライン記録において、私のC社に係る厚生年金保険の被保険者期間は、平成3年1月16日から同年4月21日までの期間となっているが、入社した時点で3年契約を結んだと記憶している。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人のC社に係る離職日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の前日である平成3年4月20日となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立人が所持しているC社に係る労働契約書には、「雇用期間は、平成3年1月16日から平成3年4月20日までの3か月間とする。」と記載され、採用証明書には、「職種：臨時工（製造工）」及び「雇用形態：臨時」と記載されている上、同社は、「申立人の記録は、平成3年1月16日から同年4月21日までのため、申立人の申立てどおりの届出（申立人が6年1月頃に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出）を行っていない。」と回答している。

さらに、C社が加盟していたE厚生年金基金から提出された厚生年金加入員台帳及びF健康保険組合から提出された健康保険資格喪失証明書において、申立人は、平成3年1月16日に資格を取得し、同年4月21日に喪失したと記載されており、これらの記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録において、申立人は、申立期間③のうち、平成3年8月1日から4年10月27日までの期間において、C社とは別会社であるG社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、

上記の日記には、「（平成3年）7月22日：G社初出勤」、「（平成3年）8月26日：F健康保険組合より、平成3年4月21日付で被保険者資格を失っているなのでその後の療養費を返納するように通知してくる。」と記載されている。

申立期間④について、申立人から提出された賃金明細書、平成6年分の給与所得の源泉徴収票及び同僚の供述から、申立人が、当該期間においてD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の賃金明細書及び源泉徴収票によると、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、D社は、「当時の被保険者台帳に申立人の記録は記載されていない。申立人は正社員ではなかったため、厚生年金保険に加入させていないと思われる。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間④において、D社に係る被保険者記録に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間①から④までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年頃から 63 年頃まで
② 平成 4 年頃から 7 年頃まで

私は、申立期間①においてA社（現在は、B社）に勤務し、C職をしていた。

また、申立期間②において、D社に勤務し、同じくC職をしていた。

しかし、厚生年金保険の記録では、いずれの期間も被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社が主務官庁に提出した従業員変更届出書及び使用人変更届によると、申立人が、当該期間のうち、昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 7 月 27 日までの期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は平成元年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、E市の回答によると、申立人は、申立期間①において国民健康保険に加入していることが確認できる。

申立期間②について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間②において勤務していたとする同僚は、「当時、C職の従業員は、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

また、申立人は、当時の従業員数について、「8名ぐらいだった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、D社の被保険者数は申立期間②において2名であったことが確認できる。

さらに、E市の回答によると、申立人は、申立期間②において国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月頃から同年 9 月 16 日まで

私は、高校の卒業式後に申立期間において、A社（現在は、B社）C営業所でD業務をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社C営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、「D業務の社員は、ある程度の成績を収めないと厚生年金保険に加入させなかった。」と回答している。

また、上記のD業務をしていた同僚は、「D業務の社員の厚生年金保険の取扱いは、成績により異なっていた。私も成績が良いときは被保険者となっていたが、悪いときは被保険者資格を喪失していた。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。